

令和6年2月22日  
(契約責任者)  
東日本高速道路株式会社  
関東支社支社長 千田 洋一

## 「首都圏中央連絡自動車道 幸手東遮音壁工事」の契約解除について

令和6年1月10日に東日本高速道路株式会社関東支社が契約締結した「首都圏中央連絡自動車道 幸手東遮音壁工事」において、積算誤りにより契約制限価格に誤りがあることが確認されました。これを受け、当該工事の契約者と締結した契約を解除しましたのでお知らせいたします。

契約者をはじめ、競争参加者の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしたことを謹んでお詫び申し上げます。

今後は、より一層のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1 概要

当該契約は、条件付一般競争入札の総合評価落札方式(契約制限価格の範囲内で入札された価格に基づく「価格評価点」と技術提案書等に基づく「技術評価点」を総合的に評価することにより、落札者を決定する方式)により落札者を決定したのですが、適正な積算により設定した契約制限価格に基づき入札・開札を執行した場合、別の競争参加者が落札者となることが判明したため、契約解除を実施したものです。

#### 2 経緯

令和5年12月15日 開札

令和6年 1月10日 契約締結

令和6年 2月 6日 設計書及び契約制限価格に誤りがあることが判明

令和6年 2月19日 契約解除の通知

以上